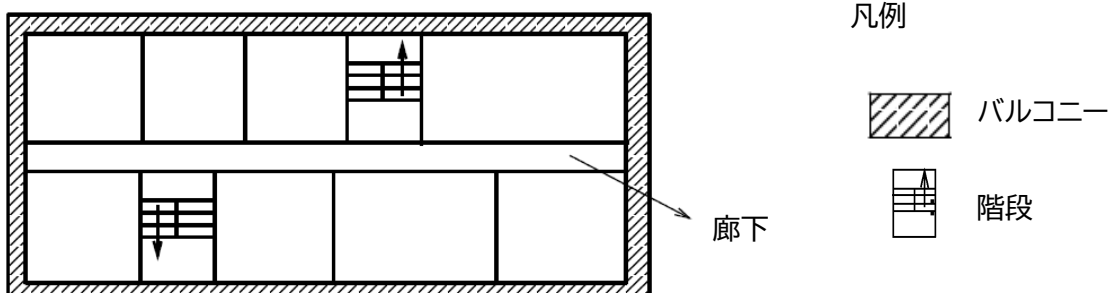


基準 2.4 避難器具の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年4月16日付消防庁告示第2号）によるほか、次の各項に定めるところによる。

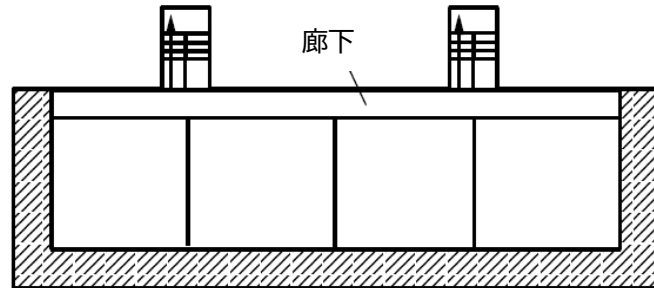
- 1 規則第26条第3項の「渡り廊下」は、敷地内の上空に設けるものは、幅員を1.2m以上とし、かつ、避難時の予想される荷重に十分耐えるものとする。なお、道路の上空に設ける渡り廊下は、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項 第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日国住指第1201号、国住街第80号）によること。
- 2 規則第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。
- 3 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下この基準において「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。
- 4 バルコニー等の構造は、次の各号のいずれかによること。
 - (1) 耐火構造であること。
 - (2) 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。
 - (3) 歩行等に支障のない平坦な構造であること。
 - (4) 外壁、柱等の外面からの有効幅が60cm以上であること。
 - (5) 周囲（内側を除く。）に床面からの高さが110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網が設けられているものであること。ただし、避難上支障のないものはこの限りでない。
 - (6) 床面の傾斜が1/10以下であること。
- 5 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。この場合において、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となるものが置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。
 - (1) 防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合（図24-1参照）

図24-1



- (2) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この基準において「直通階段」という。）のうち避難階又は特別避難階とした2以上のものに到達できる場合（図24-2参照）

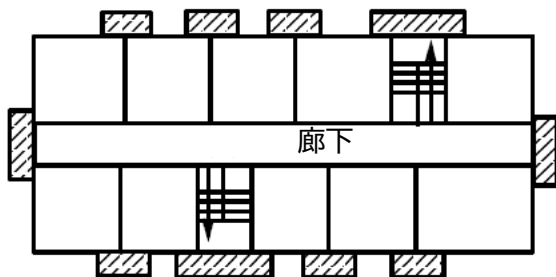
図24-2



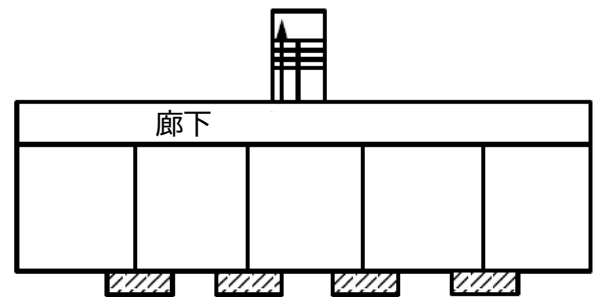
- (3) 防火対象物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は特別避難階とした2以上の直通階段に到達できる場合（図24-3参照）

図24-3

良い例



悪い例



- 6 規則第26条第5項第1号への「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当する。

- 7 規則第26条第5項第1号への「2以上の異なる経路によりこれらの直通階段のうち2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（図24-4参照）

図24-4

良い例

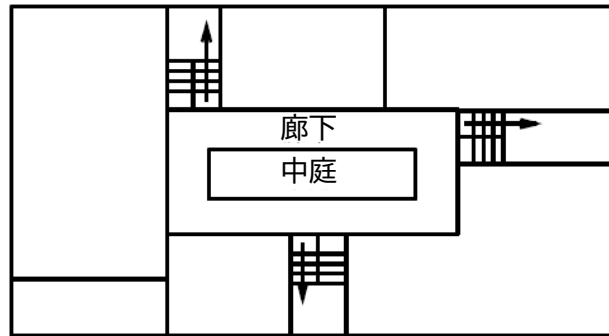


悪い例



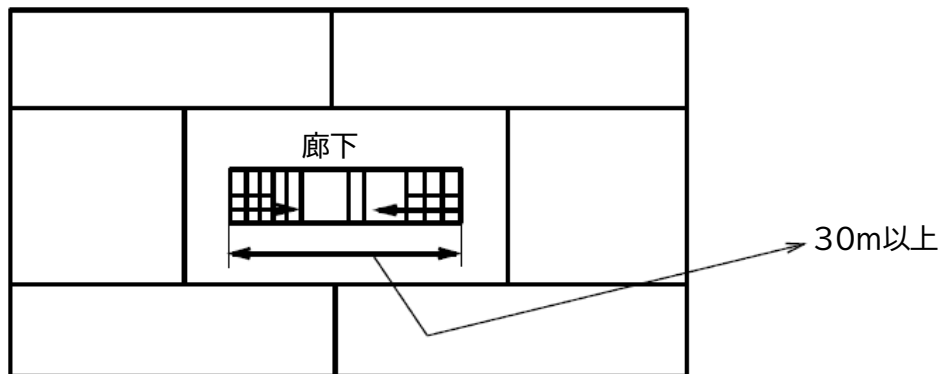
- (2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合（図24-5参照）

図24-5



- (3) 階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア型式の防火対象物は、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間壁が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合（図24-6参照）

図24-6

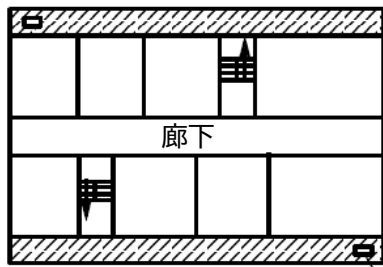


8 規則第26条第5項第2号口の「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。

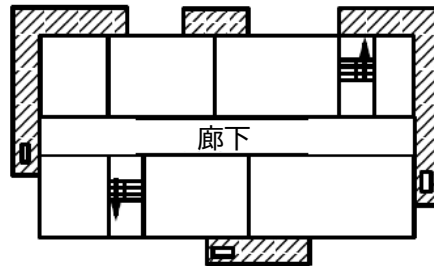
- (1) 第5項第1号及び第2号に掲げる場合
- (2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）（図24-7参照）

図24-7

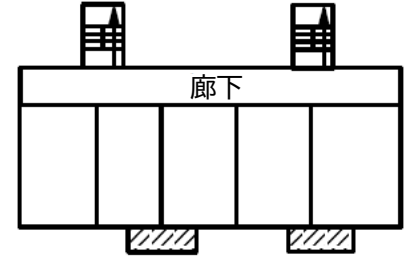
良い例



良い例



悪い例



避難のための設備又は器具

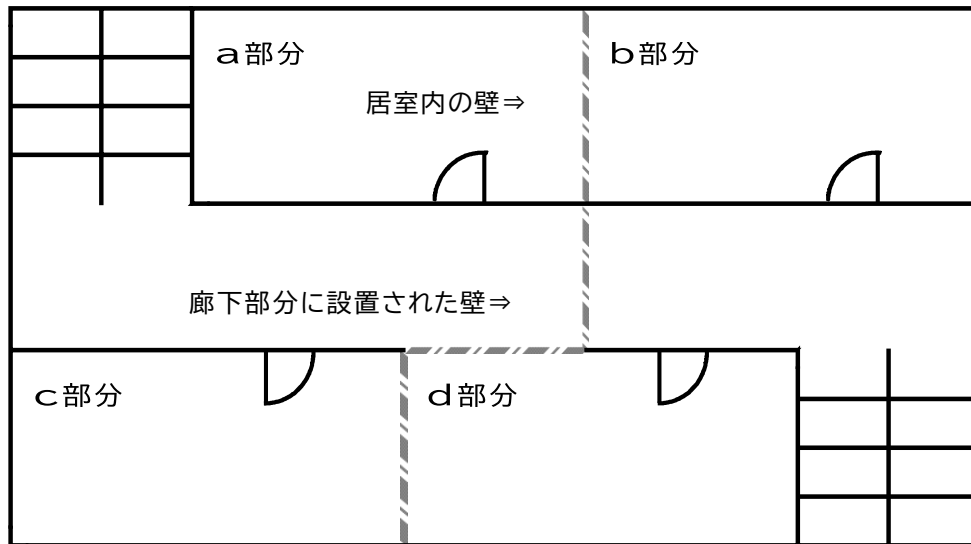
- 9 規則第26条第5項第2号口の「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第7項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等が該当する。
- 10 規則第26条第5項第2号口の「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当する。
- 11 建基令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超過して設けられた直通階段で、屋外に設けるものは、規則第26条第2項の規定を準用することができる。
- 12 規則第27条第1項第1号イの「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和48年6月6日付け消防予第87号。）第6、3（1）イに示されている概ね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものをいうものであること。
- また、「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいう。
- 13 直通階段が2以上設けられていない部分がある階に避難器具を設置する場合は、次の各号によること。
- (1) 令第25条第1項第5号の「地上に直通する階段の個数の算出」とは、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下「区画された部分」という。）ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。
 - (2) 令第25条第1項第5号の「収容人員の算定」については、階全体で収容人員を算定するものであること。
 - (3) 令第25条第2項第1号の「避難器具の設置個数の算定」については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。
 - (4) 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が一である場合等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに

避難器具が設置されていればよいものであるが、規定の趣旨からも、できる限り当該区画された部分ごとに均等に避難器具を設置することが望ましいものであること。

(5) 区画された部分の具体例は、次によるものであこと。(図24-8参照)

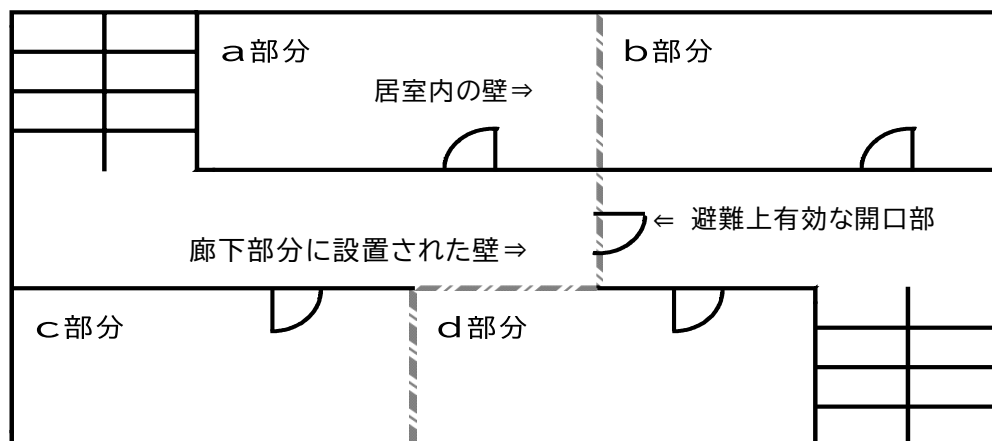
図24-8

ア 区画された部分の直通階段が1の場合の具体例



※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ。

イ 区画された部分の直通階段が2の場合の具体例



※ 避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能。

----- 避難上有効な開口部を有しない壁